

別表 3

大規模修繕等の整備内容一覧

	区 分	内 容
1	施設の一部改修	① 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
		② 衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の設置・改修工事
2	施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改修工事
3	施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
4	施設の模様替え	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修
		② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の改修を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
		③ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事
5	環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
6	消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法が改正されたところに伴い、新たに必要となる設備の整備
7	介護用リフト等特殊付帯工事	① 居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備
		② 介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備
8	土砂災害に備えた施設の一部改	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補修等 強改修工事や設備の整備等
		② 地震防災対策上必要な補強改修工事
		③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
		④ 緊急災害時用の給水設備の整備

9	生産設備近代化整備	施設と一体的に整備され、かつ施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものうち、授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備
10	グループホーム改修整備	共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）バリアフリー化工事、スプリンクラー設備工事等、グループホームの基盤整備を図るための改修工事
11	短期入所事業改修整備	短期入所事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）バリアフリー化工事等、短期入所事業の基盤整備を図るための改修工事
12	障害福祉サービス事業等改修整備 (10及び11の事業を除く。)	障害福祉サービス事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）バリアフリー化工事等、障害福祉サービス事業等の基盤整備を図るための改修工事
13	その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
<p>※ 補助基準</p> <p>(1) 原則として1施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円未満に満たない場合は、1,000万円以上のものとする。ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。</p> <p style="text-align: center;">施設延面積（知事が必要と認めた面積）×4,000円</p> <p>ただし1の②、3の事業については300万円以上のもの、4の③の事業については、入所施設で原則として総事業費が100万円以上のもの、5の②のアスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上のもの、8の事業については、原則として総事業費が500万円以上のもの。10の事業については、30万円以上1,000万円以内（エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は、1,200万円以内、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は、200万円以内）のもの。11の事業については、30万円以上600万円以内（ただし、短期入所事業以外の施設（以下、「本体施設」という。）の改修と一体的に改修工事を行う場合は、本体施設の一部とみなして本体施設に係る補助基準を適用）のもの。スプリンクラー設備工事については、施設延面積が1,000㎡未満の場合は施設延面積に23,400円を乗じた額、施設延面積が1,000㎡以上の平屋建の場合は施設延面積に44,500円を乗じた額とし、消火ポンプユニットを設置する場合は3,090,000円を加算するもの、12の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。</p> <p>(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。</p> <p>(3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。</p> <p>(4) 基準価格は、公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もりと民間工事請負業者2社の見積もりを比較し、最も低い価格とする。</p>		